

行政区の課題解決へ向けて

昨年7月に「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を施行し、加入促進のための取り組みを行ってきました。それにあわせて、行政区の抱える課題の解決に向けて、全区長を対象に行政区の状況調査アンケートを行い、区長と第三者からなる「行政区の在り方検討委員会」で検討し、提言をいただきました。それらを踏まえた市の方針をご報告します。

行政区の現状

行政区は、住民に最も身近なコミュニティ組織として、生活に密着した防災・防犯をはじめとした、多様な活動を行っていますが、ここ数年、行政区への加入率が低下傾向にあります。加入率が低下してしまうと行政区活動の停滞につながり、地域住民と行政が一体となり、地域の課題解決に取り組むことが難しくなってしまいます。

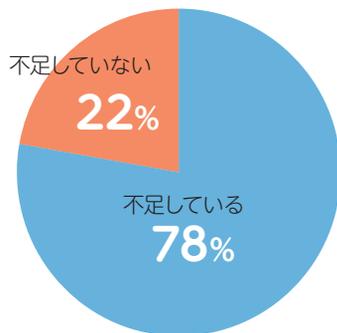
《行政区加入率の推移》

年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	80.66%	76.85%	70.62%	69.72%	68.11%
笠間地区	91.33%	88.93%	84.71%	84.28%	82.07%
友部地区	76.58%	71.55%	65.30%	64.13%	63.02%
岩間地区	70.59%	68.01%	59.84%	58.98%	56.97%

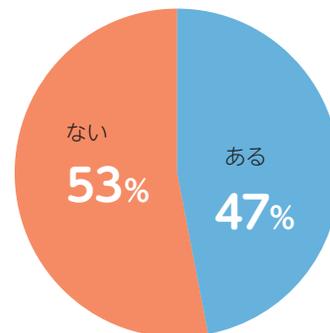
《行政区の課題》

- ・転入者の加入が思うように進まない
- ・区長をはじめ役員の成り手が不足している
- ・区主催行事への運営協力者及び参加者が減少している
- ・高齢になり行事への参加や役員などが引受けられないという理由による脱会が増えている
- ・未加入世帯のごみ集積所や防犯灯維持費用の未負担に対する不公平感がつのっている
- ・区費や各種会費・募金などの徴収が区長・班長の負担となっている
- ・自治会への加入に際しての加入金が高額な地区がある

区長や役員のなりては不足していると思いませんか。



高齢世帯や単身世帯を理由に行政区から脱退した例はありましたか。



これまでの取り組み

- ・区長との意見交換
令和4年 1月 区長と市長の意見交換会の開催（3回）
4月 条例制定に伴う区長説明会の開催（2回）
- ・市民などへの周知
令和4年 6月 広報紙（6月号）、ホームページ・SNS掲載、チラシ・ポスターの作成
市内事業者（110事業所）への周知及び加入促進依頼
- ・新規転入者などへの加入促進
令和4年 7月 「加入促進マニュアル」を見直し、区長へ配布
8月 住宅関連事業者への説明会を開催し、協力を依頼
10月 市窓口対応職員を対象とした説明会の開催
- ・行政区の課題解決策の検討
令和4年 10月～ 令和5年3月 行政区の在り方検討委員会の開催（3回）
令和5年 1月 全区長対象の行政区状況調査アンケート実施

行政区の課題に対する市の考え方

行政区とは 地域と行政を繋ぐ中間組織として、行政から地域住民への情報提供、また、地域住民の方からの様々な要望、意見等を取りまとめ市へ伝達するなどの行政事務を行っている組織

自治会とは 地縁に基づき、地域のコミュニティとして自主的に組織された団体で、防災、防犯をはじめ、福祉や環境美化活動など、多岐にわたり活動している組織

1 行政区に加入するメリットについて

Q 行政区に入っても、入らなくても、同じように生活できるので、行政区に入るメリットが見いだせないという意見が多い。行政区に入るメリットは何か。

A 行政区の活動は、地域により取り組みや活動内容が様々であり、住民個々の価値観も多様であるため、メリットのとらえ方も様々ですが、共通するメリットとしては、日頃から顔の見える関係を作っておけば、いざというときに行政からの支援が届きやすくなることなど、暮らしに快適さや安心が生まれ、地域が皆さんにとって住みやすくなることです。行政区は、市からの情報や住民の要望の伝達などを行う、地域と市をつなぐ中間組織として、地域の公共課題を解決するために欠かせない組織です。行政区に加入し、安心して快適に暮らせる地域をつくっていきましょう。

Q 具体的なメリットとして、行政区の加入世帯限定の割引カードなどを検討しないのか。

A 加入世帯限定の割引カードなどについては、導入する予定はありません。

2 未加入者への加入促進について

Q 市では、転入者に対しどのような促進をしていますか

A 市民課窓口では転入者に対し、加入促進チラシで説明のうえ、区長の連絡先を案内します。また、住宅関連事業者に協力をいただき、戸建てなどの新規契約の際に市が作成したパンフレットにより、加入を促しています。

Q アパートの入居者への加入促進について、どのように行えばいいでしょうか。

A アパートなどについては、居住期間が短い場合もあり、入居者は行政区に加入する必要性をあまり感じておらず、戸建住宅とは別とらえらるる方もあります。しかし戸建住宅と同様に市からの情報提供を受けることや市に対して要望する権利があり、災害時には支援の対象となることから、行政区に加入していただくこ

とが望ましいと考えます。大家さんや管理会社を通して加入を依頼するなど、入居者の状況を踏まえた加入促進を図ることが望ましいと考えます。

Q 市外の住宅関連事業者などに働きかけを行っていますか。

A 市外の住宅関連事業者にも加入促進の協力を依頼しています。

3 高齢世帯、単身世帯など活動に参加することが難しい世帯の取り扱い

Q 高齢者の方が、草刈りやお祭りなど地域の活動への参加ができなくなることで行政区を脱退するケースが見受けられます。災害など、いざという時の対応が難しくなってしまうと思われそうですが、どのように対応した方がいいですか？

A 全区長を対象に行ったアンケートでも、高齢や単身を理由に活動に参加できない世帯や、脱退する世帯がある行政区は半数程度に上っていますが、その中には脱退しないように工夫している行政区もあります。例えば清掃活動の免除など、行政区活動について参加できるもののみ参加する、また、役職を免除することで負担を軽減するなどです。このように高齢者や単身者に配慮することが望ましいと考えます。

4 ごみ集積所について

Q ごみ集積所は行政区や班などが管理しており、一部の行政区では、区に加入していないとごみ集積所の使用ができないこととなっており、未加入者の取り扱いが課題となっています。解決する方法はありますか？

A 行政区に加入していない方でも、設置費や維持管理費の負担や清掃当番を行うことで、ごみ集積所を利用できるようにしている行政区もあります。課題となっている行政区は検討してみたいかがでしょうか。また、状況によっては市が直接お話を伺うことにより問題解決を図っていきたく考えますので、総務課までご連絡いただきますようお願いいたします。

5 防犯灯について

Q 防犯灯については、行政区加入者のみが行政区設置の防犯灯の電気料を負担しているため、未加入者に対して不公平感を感じている方もいますが、解決の手立てがない状況です。区費への負担を減らすため、行政区設置の防犯灯の設置費及び電気料を市が負担することはできないでしょうか。また、設置する場合の市への手続きについても、区長の負担が大きいため簡素化することはできないでしょうか。

A 防犯灯の電気料金などを市が負担することにより、区費への負担を軽減することで、行政区加入者の脱退を減らすことにもつながると考えられます。効果的な負担軽減策を検討していきます。

6 募金について

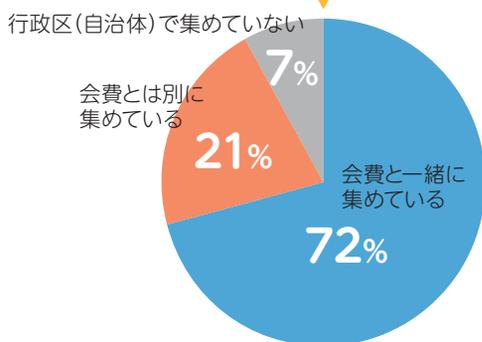
Q 募金については、多くの行政区で区費や自治会費と合わせて集金することにより、強制的に徴収されるイメージがあり、募金本来の目的が見失われています。また、行政区加入者への説明や集金が区長や班長の大きな負担となっています。どうすればいいですか？

A 募金の徴収を、区費や自治会費と一括で行っている行政区もあり、様々な協議を経てこのような方法となった経緯や役員などの負担軽減を図っていると考えられます。ただし任意であるはずの募金などが強制的に徴収されていると感じている住民もいるため、不満の声が上がっている行政区もありますので、区費の内容や募金の目的などを住民に対し、依頼団体がしっかり説明したうえで区費とは別々に集金することが望ましいと考えます。

Q 募金を依頼している団体に対しての働きかけはしてないのでしょうか？

A 募金を依頼している団体には、行政区に対し、募金などの目的や用途などをしっかり説明したうえで、徴収の協力を依頼するよう働きかけています。集金方法についても行政区の負担を軽減するようお願いしていきます。

募金をどのようにして集めていますか。



7 消防団、神社、地区集会所などにかかる集金や、高額な入会金について

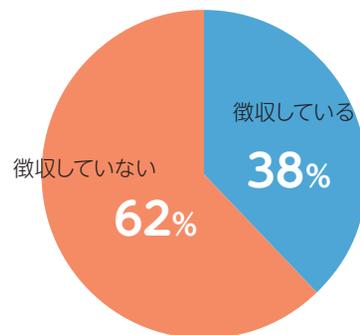
Q 消防団後援会や神社にかかる費用の集金については、募金などと同様に、区費や自治会費と合わせて集金されることにより、強制的に徴収されるイメージがあります。どのように取り扱えばいいですか？

A 消防団後援会費や神社にかかる費用の徴収については、行政区の事務ではなく、後援会や神社の責任において行うものです。募金と同様に目的や用途を後援会などがしっかり説明したうえで別々に集金することが望ましいと考えます。

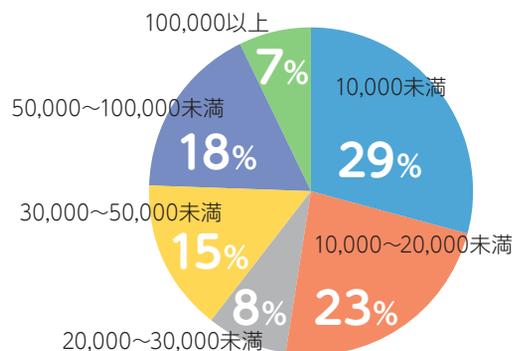
Q 地区集会所などの建設時に地域住民が一定の負担をしていることが多く、新規転入者に対しても、加入時に同様の負担を求め、加入金が高額となる場合があります。加入率低下の要因となっていますが、どうしたらいいですか。

A 加入金については、それぞれの行政区(自治会)の考えにより徴収されていますが、高額な加入金が弊害となり、新規加入に至らないケースがあるため、実情をしっかりと把握したうえで、分割納入や減額などの負担軽減を行うなど、検討していただくようお願いします。

加入者から加入金を徴収していますか。



加入金の金額はどの程度ですか。



お問い合わせ TEL 0296(77)1101 0299(37)6611(岩間地区)
総務課(内線 206) 笠間支所地域課(内線 72111) 岩間支所地域課(内線 73122)